

監査報告第1号
令和4年（2022年）5月11日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、愛須一史監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、株式会社札幌振興公社の監査には関与しておりません。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
市民文化局	市民生活部									4
	文化部		1		1		1	3		3
スポーツ局	スポーツ部		1	1				2		2
	招致推進部		1					1		1
豊平区	市民部		1					1		1
	保健福祉部		1				1	2		2
清田区	市民部		1					1		2
	保健福祉部		1	1				2		2
南区	市民部		2					2		1
	保健福祉部		2		1			3		2
5局	10部		11	2	2		2	17		20

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部)		1	1		2	
病院局	経営管理部	1				1	
2局(区)	2部	1	1	1		3	

3 出資団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
株式会社札幌振興公社	出資団体	4	1
	公の施設指定管理者	2	
	財政援助団体		
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会	出資団体		
札幌市森林組合	出資団体	1	1
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ	公の施設指定管理者	1	
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社	公の施設指定管理者		1
日興美装興業株式会社	公の施設指定管理者		
株式会社東急コミュニティー	公の施設指定管理者	1	
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会	公の施設指定管理者		
アートチャイルドケア株式会社	財政援助団体	1	
9団体		10	3

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和3年度定期監査（事務）報告書

令和3年度第3回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

市民文化局 市民生活部、文化部
スポーツ局 スポーツ部、招致推進部
豊平区 市民部、保健福祉部
清田区 市民部、保健福祉部
南区 市民部、保健福祉部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、14ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和3年1月1日から同年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年1月7日から同年3月29日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第1 指摘事項

1 支出事務

(省略)

2 財産管理事務

(省略)

3 行政運営事務

(1) 国民健康保険における標準負担額差額支給事務を適正に行うべきもの

【南区保健福祉部】

国民健康保険における標準負担額差額支給に関する事務において、審査の結果、支給に該当しない場合は、課長までの決裁を得て不支給通知書を送付することとされているが、この手続きを行わないまま電話のみで不支給となることを説明し、事務を完結している事例がみられた。

こうした事務処理は、基本的な事務取扱に対する理解不足等に起因すると考えられるが、申請に対して組織として審査・決定を行わず、また通知書により通知しないことは不適切であることから、今後は、関係規程等をしっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【市民文化局文化部】

公有財産の貸付け等については、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」により事務取扱いに関する必要な事項が定められているが、監査の結果、行政財産の目的外使用許可に際し、規程の確認不足により、同要綱で規定する誓約書を徴取していないものや、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。

こうした事務処理は、過去の定期監査においても複数の部局でみられたことから、繰り返し指摘等を行ってきたところであり、市民文化局が本市の暴力団の排除の推進における中心的な役割を担う立場であることを踏まえ、今後は、改めて同条例の趣旨や関係規程についての理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

4 その他の事務
(省略)

第2 基本的順守事項
(省略)